

日立市婚活イベント参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日立市在住独身者の結婚を促進し、少子化・人口減少の抑制及び地域の活性化を目的として、結婚を希望する独身者の経済的負担を軽減及び、結婚のきっかけづくりを支援するため、婚活イベントの参加費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「婚活イベント」とは、20歳以上の独身男女に出会いの機会と交流を提供することを目的として実施される催し物をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 婚活イベント参加時及び補助金申請時において、日立市内に住所を有すること。
- (2) 婚活イベント参加時において未婚であること。（事実婚の状況にあるものは除く。）。
- (3) 婚活イベントに係る他の補助制度を利用していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する婚活イベントに係る参加費とする。

- (1) 茨城県内において開催されるものであること（日立市が主催、共催する婚活イベントを除く。）。
- (2) チラシ配布、ポスター掲示、SNS等、誰もが見ることができる方法で周知し、一般公募を行っている婚活イベントであること。
- (3) 男女が同時に集まり、交流することを目的にした婚活イベントであること。

2 次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 結婚相談所等会員登録に係る経費と認められるもの
- (2) 婚活イベント会場までの交通費
- (3) 補助対象となる経費とそれ以外の経費の区分を客観的に証することができない経費
- (4) その他、社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費

3 補助対象経費が2,000円を超えない場合は補助しない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（2,000円を限度とする。）とする。

2 補助回数は、1人当たり1年度につき2回を限度とする。

3 第1項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日立市婚活イベント参加費補助金交付申請書兼実績報告書（様式

第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 参加した婚活イベントの内容がわかるもの
- (2) 婚活イベントの参加費に係る領収書又はその支払いがわかるもの
- (3) 申請者が本人であることを証明できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、イベントに参加した日から原則 3 月以内に提出しなければならない。ただし、当該年度の 3 月 31 日までに提出するものとする。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査して、補助金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の適否を決定したときは、日立市婚活イベント参加費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定により交付の決定を受けた補助金の請求は、日立市婚活イベント参加費補助金交付請求書（様式第 3 号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第 9 条 市長は、補助金の請求があったときは、申請者の請求に基づき申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(交付の決定の取消し)

第 10 条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、

補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、日立市婚活イベント参加費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査への協力）

第12条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対し、その後の婚活状況等の調査への協力を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。